○近畿地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
加古川市東神吉町砂部字土江三四六番一から同市東神吉町砂部字荒木三五〇番二まで	変更前	四〇・〇〇～四五・〇〇メートル
	後	四〇・五〇～六一・五〇　〇・一〇七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	加古川市東神吉町砂部字土江三四六番一から同市東神吉町砂部字荒木三五〇番二まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年九月十八日

○近畿地方整備局告示第百三十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次の登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十一年九月十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

(1) 登録年月日　平成二十一年八月二十七日

(2) 登録番号　近畿地方整備局長　23

(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社確認検査機構プラン21

(4) 住所　奈良県橿原市八木町一丁目七番三十九号

(5) 代表者の氏名　西田　淳也

(6) 登録の区分　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分

(7) 評価の業務を行う事務所の所在地　奈良県橿原市八木町一丁目七番三十九号

(8) 法第十三条の評価員の氏名　大北與志二、奥田　尚史、河合　稿

(9) 役員の氏名　西田　淳也、奥田　尚史、木村　博道、岸上　高広、中西　邦夫

(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名　大北與志二

(11) 評価の業務を行う区域　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域

○近畿地方整備局告示第百四十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年九月十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人神戸市防災安全公社

三(1) 役員の氏名の変更

変更前	藤澤　福男
変更後	宇津　寛

(2) 変更年月日　平成二十一年七月二十二日

○中国地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十八日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四七番一から福山市大門町大字野々浜字境八六二番六まで	変更前	B　九・五〇～七二・五〇メートル	
		A　二〇・〇〇～一〇五・〇〇　一九・九四四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　九・五〇～七二・五〇メートル	
		A　二〇・〇〇～一二六・五〇　一九・九四四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○九州地方整備局告示第百十一号

福岡県道路公社において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十八日

九州地方整備局長　岡本　博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二号